

平成24年度 ゆめいくワークサポート事業交付金

申請の手引き

- ゆめいくワークサポート事業について … 2 頁
- ゆめいくワークサポート事業交付金申請要領 … 3 頁
- ゆめいくワークサポート事業交付金交付要綱 … 7 頁

申請等に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（担当：桧谷、吉岡）
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階
TEL 0852-32-5972 FAX 0852-32-5982

「ゆめいくワークサポート事業ホームページ」も併せてご覧ください
URL <http://you-make.jp/>



人・そだて人・ともに人・くらす わが島根づくり

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

ゆめいくワークサポート事業について

■目的

- (1) 「ごうぎんチャレンジドまつえ」で作成されたデザインを民間企業に提供し、このデザイン利用料を原資として工賃向上及び障害者雇用（就労支援）を目的とする事業を行う県内の障害者就労支援事業所等に対して交付金を交付することにより、障害者の自立支援を促進します。
- (2) CSR（企業の社会的責任）に基づく企業の社会貢献活動に対する期待が高まる中で、企業のデザイン利用料を交付金の原資とすることにより、企業の社会貢献活動を支援します。

■事業概要

(1) 交付金の交付

①申請

- ・障害者就労支援事業所等は、市町村社協へ交付金申請を行います。
- ・市町村社協は、障害者就労支援事業所等から申請書類を受理後、副申書を添付して県社協へ送付していただきます。

②交付金審査委員会による審査

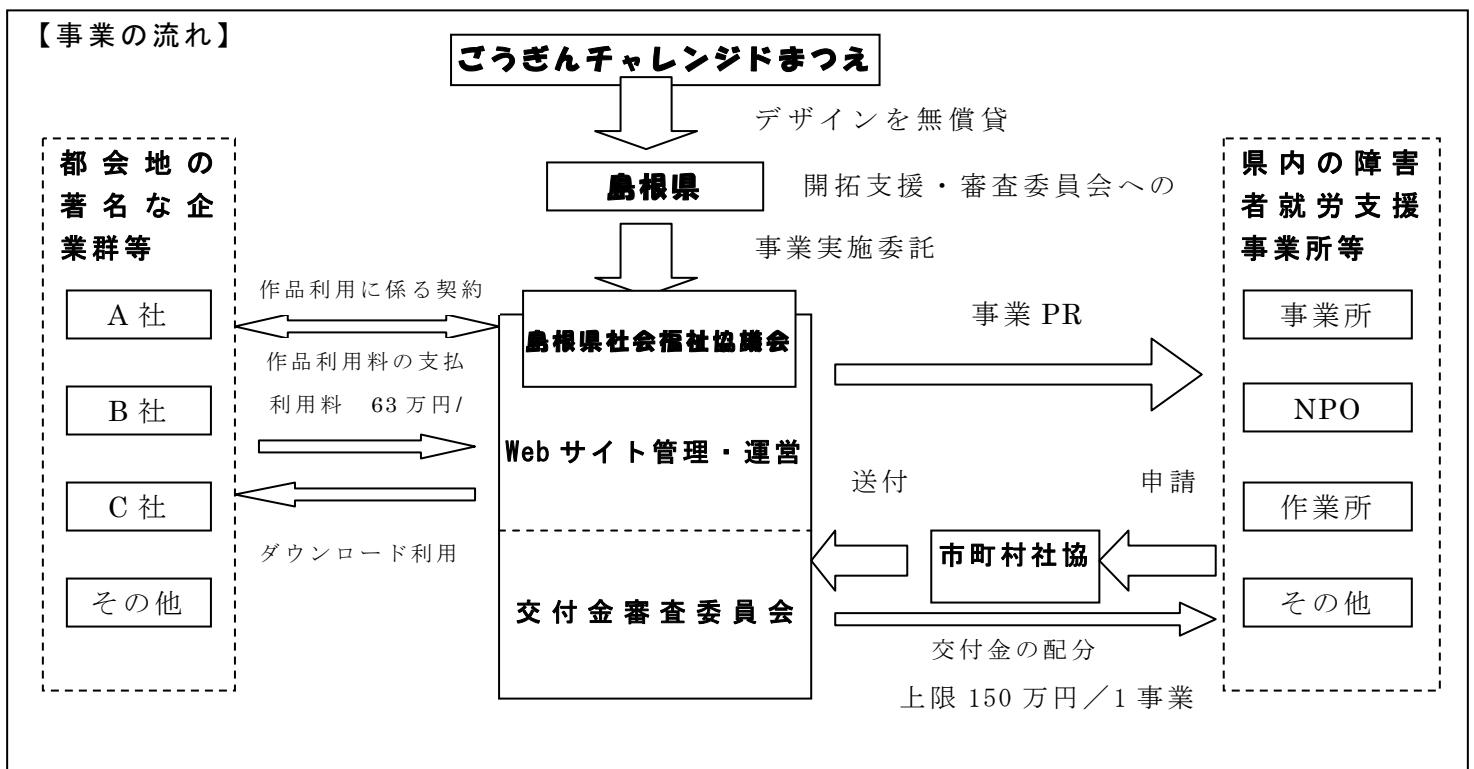
- ・外部有識者等により構成する交付金審査委員会を県社協に設置し、この審査委員会の審査結果に基づき交付対象事業所等を決定します。

③交付金の交付

- ・交付決定した障害者就労支援事業所等へ県社協から交付金を交付します。

(2) Webサイトの管理、運営

(株)山陰合同銀行から許諾を受けたデザインをデータ化し、このデータをWebサイトからのダウンロードにより企業が利用することによる利用料を県社協が徴収し、交付金の原資とするとともに、Webサイト上で本事業のPRや交付金により実施された事業を広く紹介します。



ゆめいくワークサポート事業交付金申請要領

I 交付対象事業者

交付金の交付対象事業者は、島根県内の次に掲げるものとします。

- (1) 障害者就労支援事業所
- (2) 島根県障がい者就労事業振興センター
- (3) 事業の実施主体として県社協会長が適当と認めた任意団体（2以上の事業所が参加する法人及び団体を含む。）

II 交付対象事業等

対象事業	交付金の交付対象は、次に掲げる事業とし、ソフト事業を優先します。 (1) 就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業 (2) 企業等と連携した(1)に関する事業
事業実施期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
交付金の上限	1事業あたり150万円
補助率	10/10

III 申請手続き等

- (1) 申請書類入手先 ホームページ (<http://you-make.jp/>) からダウンロードしていただくか、島根県社会福祉協議会にご請求ください。
- (2) 申請書類提出先 最寄りの市町村社会福祉協議会
- (3) 提出書類 「様式第1号 交付金交付申請書」(別紙1・2含む)及びその写、各1部(計2部)をご提出下さい。
- (4) 申請の受付期間 平成23年12月12日(月)～平成24年1月31日(火)※必着
(郵送等での受付もいたしますが、必ず事前に提出先の市町村社会福祉協議会へご連絡ください。)

IV 申請にあたって提出いただく書類

- (1) 「記入例」をよくご覧のうえ、申請書をご記入・ご提出ください。
 - ① 交付金交付申請書「様式第1号」(別紙1・別紙2を含む)・・・1部
 - ※1 別紙1で工賃向上に関する事業の場合、策定した工賃向上計画も併せて添付してください。
 - ※2 別紙2で10万円以上の備品購入については、カタログ及び見積書の写しを添付してください。
- ② ①の写し(コピー)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

(3) 申請書提出前に、必ず以下のことにご注意ください。

- ・事業所控えを保管しておいてください。
- ・記載漏れや計算ミスがないか確認のうえ提出してください。また、所定の様式はみだりに変更しないでください。

V 交付対象経費についての注意点

(1) 交付対象経費は、次に挙げる事業に必要な経費です。

①就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業

②企業等と連携した①に関する事業

(2) 同一の事業について他の機関から交付金若しくは助成金を交付されている事業又はその他の収入を得ている事業であっても交付対象とします。ただし、この場合、本会からの交付金と他の交付金、助成金、その他の収入の合計額が、本会で交付する事業の事業費総額を上回ってはならないこととします。

(3) 申請事業に直接関係のない管理運営費（事務所家賃・水道光熱費、この申請にかかる郵券料等）は、対象となりません。

VI その他の注意点

(1) ひとつの事業を2以上の事業所が参加して申請する場合は、ひとつの事業所が代表して申請してください。

(2) 採択された場合、事業終了から1ヶ月以内に次の報告書を提出してください。

① 交付事業実績報告書「様式第9号」（別紙1・別紙2を含む）・・・1部

※1 別紙1で『就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業』の場合、工賃向上の成果を示す書類を添付してください。

※2 別紙2で『企業等と連携した※1に関する事業』の場合、企業等と連携した※1の成果を示す書類を添付してください。

② 対象経費すべての領収書コピー

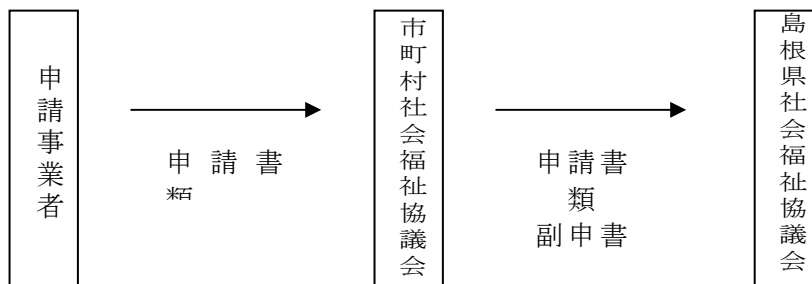
Ⅶ 交付対象の選定

(1) 「ゆめいくワークサポート事業交付金審査委員会」において、申請書類をもとに①効果性、②企画性、③実現可能性、④費用の妥当性、⑤継続性・発展性等の項目について審議を行い、交付対象を選定します。(審査に先立ち、電話等で事業内容の確認をさせていただく場合があります。)

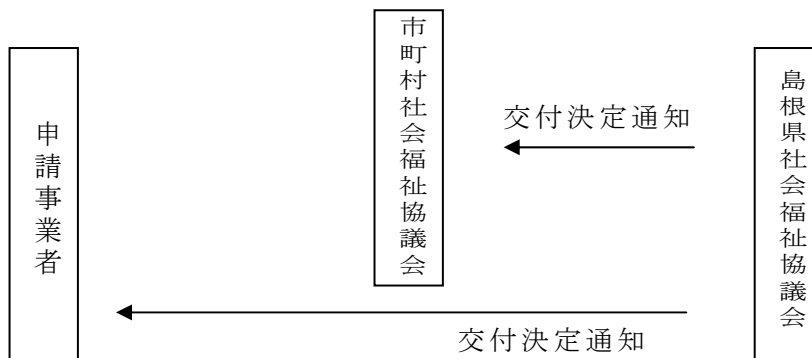
(2) 選定結果は平成23年6月に、すべての申請者に通知します。

Ⅷ 事務手続きの流れ

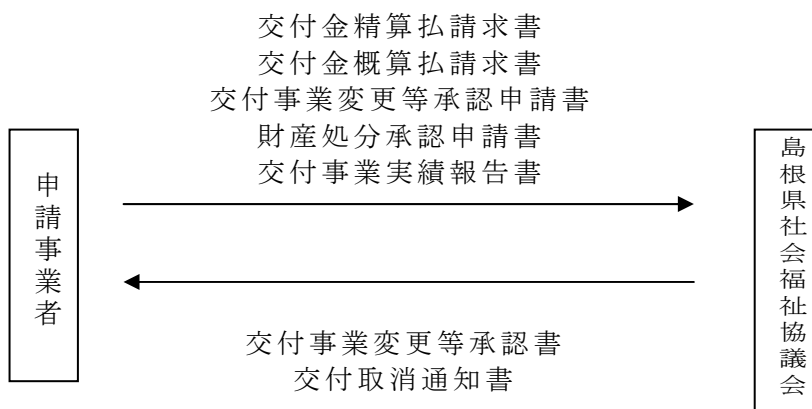
(1) 申請関係書類の提出



(2) 交付決定通知



(3) その他の通知・報告等



申請書提出先一覧

No	市町村社協名	〒	住所	電話番号
1	松江市社会福祉協議会	690-0852	松江市千鳥町 70	0852-21-5773
2	浜田市社会福祉協議会	697-0016	浜田市野原町 859-1	0855-22-0094
3	出雲市社会福祉協議会	693-0001	出雲市今市町 543	0853-23-3781
4	益田市社会福祉協議会	698-0036	益田市須子町 3-1	0856-22-7256
5	大田市社会福祉協議会	694-0064	大田市大田町大田イ 128	08548-2-0091
6	安来市社会福祉協議会	692-0011	安来市安来町 878-1	0854-23-1855
7	江津市社会福祉協議会	695-0011	江津市江津町 1110-17	0855-52-2474
8	雲南市社会福祉協議会	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 1212-3	0854-45-9888
9	奥出雲町社会福祉協議会	699-1511	仁多郡奥出雲町三成 260-1	0854-54-0800
10	飯南町社会福祉協議会	690-3401	飯石郡飯南町野萱 1826-2	0854-76-2170
11	川本町社会福祉協議会	696-0001	邑智郡川本町大字川本 332-16	0855-72-0104
12	美郷町社会福祉協議会	699-4621	邑智郡美郷町粕淵 195-1	0855-75-1345
13	邑南町社会福祉協議会	696-0406	邑智郡邑南町高見 485-1	0855-84-0332
14	津和野町社会福祉協議会	699-5221	鹿足郡津和野町日原 14	0856-74-1617
15	吉賀町社会福祉協議会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市 580-4	0856-77-0136
16	海士町社会福祉協議会	684-0403	隠岐郡海士町大字海士 3969-1	08514-2-0010
17	西ノ島町社会福祉協議会	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田 430-10	08514-6-1470
18	知夫村社会福祉協議会	684-0100	隠岐郡知夫村 664	08514-8-2270
19	隠岐の島町社会福祉協議会	685-0027	隠岐郡隠岐の島町原田 396	08512-2-0685

ゆめいくワークサポート事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の自立支援を促進するため、ゆめいくワークサポート事業による利用料を県内の障害者就労支援施設等へ交付するため必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とし、ソフト事業を優先する。

- (1) 就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業
 - (2) 企業等と連携した(1)に関する事業
- 2 政治活動又は宗教活動と考えられる事業は対象としない。

(交付対象事業者)

第3条 交付金の交付対象事業者は、島根県内の次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害者就労支援事業所
- (2) 島根県障がい者就労事業振興センター
- (3) 事業の実施主体として社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）
会長が適当と認めた任意団体（2以上の事業所が参加する法人及び団体を含む。）

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費は、第2条第1項に挙げる事業に必要な経費とする。

- 2 同一の事業について他の機関から交付金若しくは助成金を交付されている事業又はその他の収入を得ている事業であっても交付対象とする。ただし、この場合、本会からの交付金と他の交付金、助成金、その他の収入の合計額が、本会で交付する事業の事業費総額を上回ってはならないこととする。
- 3 事業所の管理運営費など、交付対象事業の実施に直接必要となるものではない経費については、交付対象外とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、1事業につき1,500千円を上限とする。

(交付対象事業の実施期間)

第6条 交付金の対象となる事業の実施期間は、交付決定の翌年度4月1日から3月31日までとする。ただし、平成23年度は、交付決定日から平成24年3月31日までとする。

(交付金の規模)

第7条 交付金は、交付金原資の範囲内で交付する。

(交付金の申請)

第8条 交付金を受けようとする事業所等は、交付金交付申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)を別に定める期日までに、当該地域の市町村社会福祉協議会(以下、「市町村社協」という。)を經由し、県社協会長に提出しなければならない。

2 市町村社協は、事業所等から申請書が提出されたときは、申請内容を調査の上、副申書(様式第2号)を添付し県社協会長に提出するものとする。

(申請内容の審査)

第9条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し交付金交付の適否及び交付金の予定額を決定するにあたり、本事業「審査委員会」を開催し、これに諮問しなければならない。

3 審査委員会に関する規程は、県社協会長が別に定める。

(交付金の交付決定)

第10条 県社協会長は、審査委員会の報告に基き交付金の交付を決定する。

2 県社協会長は、交付金の交付を決定した事業(以下、「交付事業」という。)について、交付金交付決定通知書(様式第3号)により市町村社協を經由して、交付事業を実施する事業所等(以下、「実施事業所等」という。)に通知するものとする。

3 県社協会長は、交付金の交付にあたり必要に応じて条件を附することができるものとする。

(交付の条件)

第11条 県社協会長は、この交付金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。

(交付金の支払い)

第12条 交付金の交付は、決定金額に基づく精算払いを原則とする。ただし、県社協会長が認めたときは概算払いをすることができる。

2 実施事業所等は、交付金の精算払いを受けようとするときは、交付金精算払(概算払)請求書(様式第4号)を県社協会長に提出しなければならない。

3 実施事業所等は、交付金の概算払いを受けようとするときは、交付金精算払(概算払)請求書(様式第4号)に概算払いが必要な理由を記載して県社協会長に提出しなければならない。

4 県社協会長は、精算払い(概算払い)請求書の提出があったものについて必要と認めたときは、交付決定額の範囲内で交付金の支払いができるものとする。

(交付金の変更申請)

第13条 実施事業所等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに交付事業変更等承認申請書(様式第5号)(以下「変更等承認申請書」という。)を、市町村社協を經由して県社協会長に提出しなければならない。ただし、変

更後の計画の内容が当初の目的を変更しないものであり、軽微な変更である場合はこの限りではない。

(1) 交付事業に要する経費の配分又は内容を著しく変更するとき。

(2) 交付事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 県社協会長は、前項の規定により変更等承認申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ変更の可否について決定を行うものとする。

3 県社協会長は、前項の規定による変更を承認する場合は、交付事業変更等承認書（様式第6号）により、市町村社協を經由して実施事業所等に通知するものとする。

（調 査）

第14条 県社協会長は、必要があると認めるときは、交付事業の実施又は会計の状況等に関し、報告を求め調査を行うことができるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 実施事業所等は、この交付金により10万円以上の備品を購入した場合、この備品が交付金の目的どおりに使用できなくなった場合には、財産処分承認申請書（様式第7号）により、処分の承認を受けなければならない。

（公 表）

第16条 この交付金の交付を受けた事業は、交付決定後、次の各号に該当する事項について、県社協ホームページ等により公表するものとする。

(1) 交付を受けた事業名

(2) 交付を受けた団体名及び所在地（所在地は市町村名まで）

(3) 交付決定金額

（交付決定の取消し）

第17条 県社協会長は、実施事業所等が交付金を他の用途へ使用し、又は交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、交付金交付取消通知書（様式第8号）により、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第18条 実施事業所等は、前条の規定により交付金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取り消しをされた部分に対し既に交付金が交付されているときは、県社協会長が定めた期日までに、これを返還しなければならない。

（実績報告）

第19条 交付金の実績報告は、次により行うものとする。

1 実施事業所等は、当該事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定の翌年度終了後1ヶ月を経過した日（ただし、平成23年度は交付決定の年度終了後1ヶ月を経過した日）のいずれか早い期日までに交付事業実績報告書（様式第9号）（以下、「報告書」という。）を市町村社協を經由し、県社協会長に提出しなければならない。

2 市町村社協会長は、実施事業所等から報告書が提出されたときは報告内容を確認のうえ県社協会長に提出するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この交付金の交付に関して必要な事項は県社協会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。